

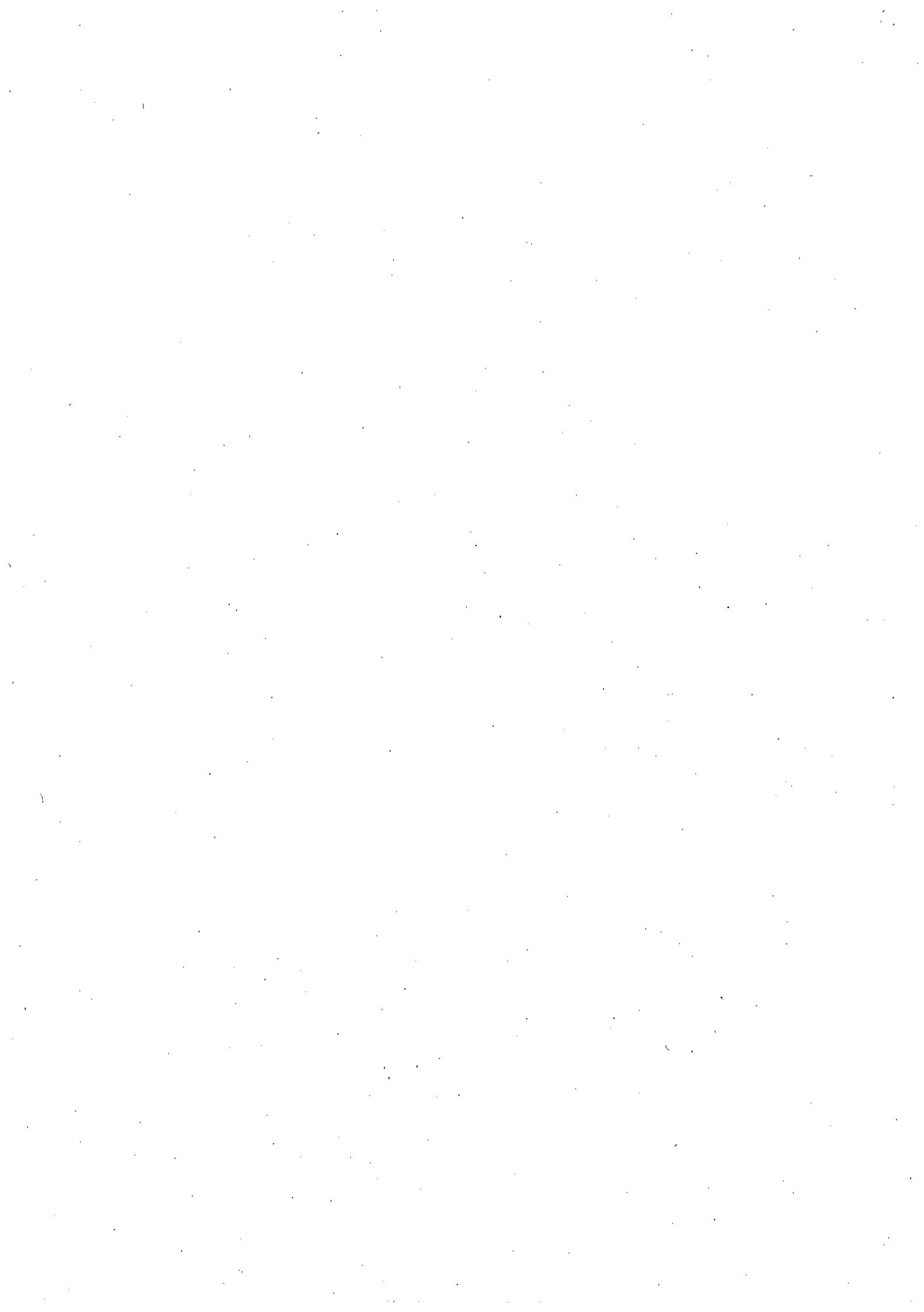
議案第 70 号

沼田市税条例の一部を改正する条例について

沼田市税条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 3 年 8 月 31 日提出

沼田市長 横山公一



沼田市税条例の一部を改正する条例

第1条 沼田市税条例（昭和29年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項第2号及び第3号中「寄附金（）」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第4号中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同項第5号及び第6号中「寄附金（）」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第7号中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同項第8号中「寄附金（）」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第10号中「もの」の次に「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加える。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

第2条 沼田市税条例の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第36条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

附則第5条第1項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年1月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の沼田市税条例第34条の7第1項の規定は、所得割の納税義務者がこの条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に支出する同項に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に支出した第1条の規定による改正前の沼田市税条例第34条の7第1項に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

2 前条ただし書に掲げる規定による改正後の沼田市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分まで

の個人の市民税については、なお従前の例による。